

## Joseph Schumpeter, Das deutsche Finanzproblem-Reich, Laender, Gemeinden, 1928

伊東, 弘文  
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/3720>

---

出版情報：経済學研究. 70 (1), pp.67-77, 2003-09-30. Society of Political Economy, Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：



# ヨーゼフ・シュンペーター「ドイツの財政問題—ライヒ、州、市町村」(上)

伊 東 弘 文 (解題・訳)

## (解題)

J. シュンペーター (Joseph Alois Schumpeter, 1883-1950) については多言を要しないであろう。20世紀最大の経済学者の1人である。経済学者であるのみならず、第1次大戦後、短い期間ではあるが、オーストリア共和国政府の蔵相、さらには銀行頭取を経験している。それもあってか、シュンペーターは経済理論家として著名であるが、財政などの現実の政策課題にも鋭い発言を行っている。後者にあたるものとしては『租税国家の危機』(1918年、木村元一訳で、勁草書房1951年の他、岩波文庫版がある)が、あまりにも有名である。

この系譜の中ではさらに、現在の日本の状況とも重なるものとして、「財政調整 (Der Finanzausgleich)」論文が挙げられるべきであろう。この論文の意義は、ドイツ財政調整論上の最重要にして最大傑作であるポーピッツの著作『将来の財政調整 (Der kuenftige Finanzausgleich)』(Johannes Popitz, 1932) でもっとも多く引用されている文献のひとつであることから推察されよう (『将来の財政調整』については、まだ本格的な紹介はなされていない)。財政自治に関して、シュンペーターは的確な考察をここでを行っているのである。本論文は当初、1927年

にFinanzausgleich (財政調整) というタイトルでDer deutsche Volkswirt (ドイツ・エコノミスト) 誌に2回に分けて掲載された(1123頁以下、及び1156頁以下)。Schriftenreihe des deutschen Volkswirt Bd.2の形で1928年に小冊子(全文28頁)にまとめられた時、内容はそのままに、タイトルのみ「ドイツの財政問題—ライヒ、州、市町村 (Das deutsche Finanzproblem—Reich, Laender, Gemeinden)」に変更された。変更の理由は明白ではないが、財政調整という用語が抽象的で、当時普及していなかったこと、変更後のタイトルの方がより内容に即していることなどによるものであろう。また、財政調整が今日のように地方団体の「財政力調整」と「財源保障」を合せ行う機能という内容をもつに至らず、地方団体の「財政問題」を見つけ、国と地方の財政関係の中で「解決」の方策を示すものというように理解されていたことを示すのかもしれない。

ともかく、この論文ではまだ財政力要素と財政需要要素を対比させるという今日の財政調整の基本には達しておらず、その前にある。しかし、財政調整の本来の目的である財政自治とは何かについて、むしろ鋭い考察になっているとも見れよう。本資料は、前記の小冊子の全訳である。小冊子のコピーの提供は、マグデブルク大学教授(政治学博士)W. レンチュ (Wolfgang Renzsch) 氏の好意によるものである。この場を

借りて感謝の意を表しておきたい。原文には、一段大きな活字を使った強調が多用されている。その形で語句や文章が強調されている時はともかく、定冠詞、不定冠詞など微妙なニュアンスの強調は、きわめて煩雑になることを敢えて覚悟しない限り、訳文に適切な表現を与えることが困難であった。この訳では、論文の趣旨を的確に理解することを目指し、強調は表示していない。その点も含めて、試訳である。限りなくあるにちがいない誤解、不適切をご指摘頂いて、他日を期したい。原文は、ほとんど段落を分けていないが、訳では読みやすいように適宜、段落の区分を行った。見出しは原文に従った。

(訳)

かの夕日が15世紀末葉と16世紀の前半ドイツ国民の上を照らしていた。その夕日の後に続いて数世紀の長い夜がドイツにやってくるのである。この夜がドイツの全ての国民的な成長を中断し、荒れ果てた国土の上には諸君主、官僚及び軍隊以外の何もものも残さなかった。あの夕日の輝きの時代にすでに、ニコラウス・クザーヌス、トリテミウスといった人々はライヒの財政システムの構想に取り組んでいたのであった。これらの人々は国民的な新形成の一段と真面目な担い手であった。そういった新形成は皇帝カール5世の世代にとっては眼前にあった。その構想が実現していれば、構想の傾向からして、地方割拠の財政基盤を諸君主の足下からほり崩していたであろうに。現実にはほとんど何ごととも達成されなかった。提案はことごとく、速やかに枯れしぼんでいった。提案の中にはライヒ直接税である「共同プフェーニツヒ」案も

あった。これらの試みも上記の国民的な新形成を図る一助にはならなかったのであった。

現実の事態の発展においては、18世紀にドイツ文化及び19世紀にドイツの政治生活の再生がおこった。この文化と政治生活の再生は、1520年ごろのドイツの文化的、政治的な生活に結びついている。これはきわめて興味深く、非常に深く根差している現象である。われわれは財政の領域でかつて打ち捨てられた道が再度、歩まれていることを発見するのである。読者は関税同盟以後の諸段階、さらにはまたドイツ発展の障害物を知っている。それら障害物が、第1次世界大戦に至るまで、ドイツの国民的な力を財政的に結集させること、そのため精力的な財政政策を行うこと、これらを不可能にしたのであった。したがって、1918年の国民的な失敗（敗戦）の遠因の一つをこの点に求めても、穿ち過ぎという訳ではないのである。敗戦以後のドイツの新生活の当初に当たる年月はさておいて、ドイツ史上、ライヒにとってその財政権限の広がりには常にあまりに狭かった。これに対して、支分国（ライヒを構成する州—訳者）の財政は栄えていた。

新憲法におけるライヒの普遍的権限

ワイマール、そしてさしあたり、ワイマール憲法の制定時代に続く日々には、以上に述べた認識と一連のこれを支える傾向の流れの中で決定がなされていったのであった。傾向の例をあげれば、敗戦という失敗を背負い込んだ諸君主家及び非統一に過ぎる国の構成に対する国民の反感、統一的で急進的なドイツへ向かおうとする意思などである。財政の領域においてはいまや、旧制度の除去と新制度の導入とが緒につい

ていた。緒についたというのは、例えば1789年のフランス革命がそうであったのだが、真実の革命もさらに深くは達成しようとしてもできないのである。ライヒ憲法、ライヒ税財務行政法、その補完である1920年3月30日の州税法は財政政策の自治におけるヴェルサイユ条約に相当した。しかし今度は、旧制度の除去と新制度の導入が除去、導入という意味で非常に完全なものであったので、一転してライヒの財政権限の広がりにはあまりに広きに過ぎた。今や繁栄を謳歌したのはライヒ財政であって、州財政は困難に陥った。こういう訳で、1925年の暫定的な「財政調整」が成立したのである。それはあたかも自治のドーズ協定であった。そこには沢山の暗中模索の特別規定があった。例えばバイエルン、ヴェルテンベルク、バーデンの南部3州のビール税特権、警察費に関するライヒ・州協定、失業扶助のライヒ・州負担区分、ライヒ行政機関による州事務の遂行などである。以上に加えて、財産法に関する見解の対立がライヒと州の間で持ち上がったし、持ち上がって当然であった。

議会情勢がどう動くか、そのときどきの領袖たちの個性により党派の政策スタンスがどう変わるか、こういった有為転変するパリサイ人的事情とはまったく反対に、事実において取られた振る舞いという観点からみたライヒ政治は、ここで取り上げている問題に対しては、強く一定の傾向を示している。その傾向は、以下のように要約できよう。第1に、財政政策において新たに導入された基礎をそのあらゆる本質的な諸点において守ること、第2に、この目的を達成するべく、ドイツの財政政策の生命をライヒの有機体に、つまり全ての真に重要な決定をライヒの手に集中する、ライヒに認められた主要権

限を固守すること、第3に、まさしく以上を可能とし、州及び市町村の自然というべきライヒへの対立性を挫くために、具体的な、事態の本質にはかかわらない州・市町村の要望ライヒに対しては狭量な態度で臨むことなく、とりわけライヒ交付金・財源保証の金額の問題における妥協はつねにその用意のあること、以上である。

この政策は、1925年の財政調整が事実において規定したところのものに奉仕してきわめて有効であった。1925年の財政調整は、さまざまな他の観点を慰めて、いわば理念のところで埋め合わせて、先への希望を抱かせるように作用した。これが「きわめて有効に作用した」という先の印象をあいまいにしている。しかし、明白となるのは二つの規準に即して引かれた線である。この2規準が財政調整の最新の形成において核心となっている。第1の規準は、州と市町村に対して現在の大蔵大臣の下で与えられた交付金とその金額保障に基づくこと（この規準は公衆により、何度も、間違っているというように、つまり対立的な意味で解釈されてきた）である。第2の規準は、ライヒが失業扶助費を引き受けることである（この規準はまったく特徴的に、ライヒが強力になって、その財政権限の中へ失業扶助費を入れることを意図している）。

したがって、以上の2規準のやり方をとることで、州と市町村が落ち込んだ財政状態の悪化が解消されるか、緩和されるか、したのであった。このとき、財政悪化は基本的に、失業扶助の経費負担に由来するといった診断がベースとなっていた。その診断はそれ自体としては正しい。そしてまさしくこのことによって、原則的な要望がわきへと方向をそらされたのであった。それは以下のように喩えることができる。

いってみれば、父親の精神でしたことなのだが、子供から電車切符を買って、買った気になるというものである。ところが子供は電車の車掌遊びをするつもりなのである。これはもちろん、次の帰結をもたらしたただけであった。つまり、子供は自分の本当の希望を叶えてもらえず、まったく自己の希望の論拠を失うということが分かったので、感謝する代りに、今度は怒り出すのである。わたしはこのアナロジーで説明されるような、ごく最近の出来事をあげる必要を感じない。かかる出来事はこれまで述べた政策に対して、それ自体としては、何ごとも証明するものではない。というのは、これらの出来事は単なる通過的な現象であるかもしれないからである。判断するためには、われわれはより深く立ちいらねばならない。

#### 行政政策の構成が租税政策にもたらす帰結

われわれが財政調整と呼んでいる問題は、ドイツ特有の問題ではなく、あらゆる国家共同体の課題である。その例外は都市国家である。しかし都市国家も通常、都市の集合したものであり、財政調整の問題は知られている。法律家はこの点で区別立てをし、財政調整を連邦国家の中に閉じ込める。その区別にわれわれは従うことはできないし、従う必要もない。法律家は、主権をもった中央政府と、連邦を構成する地域政府とを対比する。後者の地域政府は何か法的な意味での「高権」をもち、それゆえ、この地域政府との間で国家条約が結ばれることができるし、結ばれねばならない。したがって、問題は連邦国家の内部（連邦政府であるライヒと、州政府）においてである。そういう訳で、法律家は問題が国家内部の公共団体（とりわけ市町

村）に対して生じていることを理解しない。法律家の目から見れば、かかる公共団体（市町村）はまさしく「国家の機関」にすぎない。したがって、市町村に対しては権利と義務、目的と手段（財源）が、中央政府の裁量に従って、与えられることもあるし、取り上げられることもあるという訳である。かかる法律的な区分は、われわれにとっては些細なものである。核心となっており、財政調整の問題において生じている肝心な点は、上に述べた点にはなく、以下のものなのである。

すなわち、複数の市町村を包括している国家は、まったく単一の政治的な個体ではあり得ない。この個体は内部の地方公共団体に分離し、また、それらから構成されている。その公共団体の法的な状態がどうであるかは問題ではない。公共団体は国の出先の税財務署のごとくに国の「機関」なのではない。地方公共団体が単なる中央政府の機関でないことを示すものこそ、公共団体は政治的な固有の生命をもっているという事実である。（原注：それゆえ、われわれの立法はまったく正当にも、「州」と市町村の問題を一つの関連で捉えている。事実上の肝心な点は、両方共に同一の根本問題を抱えているところにある。しかしさまざまな状況のために、州と市町村はそれぞれ、事態の特徴づけにおいて複雑に異なるので、以下ではわれわれは州と市町村を別々に取り扱う。）

上に述べた固有の生命は、以下の時に存在し、また生まれてくるのである。どういう時かということ、ローカルな目的と利害は常にあるが、この目的と利害に、次の二つの事柄が付け加わってくる時に固有の生命が存在し、生まれてくるのである。第1の事柄は、上記の目的と利害を個性的に、自己の観点により、実現しよ

うとする意思である。第2の事柄は、この意思を具現するローカルな政治家の集団である。ローカルな政治家の集団は上記の意思を導いて実行に移す。また、ローカルな政治家の集団はまた、タイプと心構えの点で、中央政府段階の政治家と異なっている。以上に述べた条件が充たされたところはどこでも、誰も主権(それは、見事に定式化されているのだが)を実際においては行使することがない。条件が充たされていないところでは、国家が内部に公共団体たる地方政府を抱えているとして、そうだとした場合の重要な問題自体が発生しないであろう。上に述べた政治意思をもつさまざまな公共団体が一つの経済団体(中央政府)に対してその力とバイタリティを事物に即して、かつ、心理的に正しいものとして(後者の「心理的に正しいものとして」という部分は前者の「事物に即して」という部分に劣らず重要である)適合させる財源要望が問題なのである。適合させる時、地方と国の関係官庁の間に最小限の軋轢が生じる。またあらゆる予算項目で、かの特別意思(目的と利害を個性的に、自己の観点により、実現しようとする意思)の活動があるからには財源がなければならないが、必要である金額に関してその程度には中央政府の財政政策に責任が帰せられる、という訳である。これが、問題の内容である。同じ問題はオーストリアにあり、またフランス、カナダ、中国、ペルシャにも、さらにイギリスにもある。

ドイツに固有の、すなわち今日のドイツを特徴づける事情は、以下の通りである。第1に、財政政策にかかわる事柄においてライヒがもっている普遍的権限は、革命によって大きく突き動かされ、突如として作られたこと、有機的な発展の結果ではないこと、そしてその他の事柄

における市町村及び州の権限の上を幾重にも走っている境界線があること、第2に、中央政府が政治的に弱いこと(1919年の体制変革の仕事が、オデッセウスの弓を不安定な手の中におしやっただのであった)、第3に、政党と大衆が独特の態度をとっていること(ここで述べている財政の領域では、大衆は時折、いったい自らが何を欲しているかを知らないし、時にはまた、両立しがたいものを欲するのである)、以上である。

### 市町村の財政自治

従って、市議会と地方政治家が何ごとかを達成してしまうまで、なぜに闘い、さらに闘うのか、というのは、彼等の抱える赤字が多かれ少なかれ優雅に、埋め合わされるという点にあるのではない。与えられた状況の下では、それは現実的に重要な目標であるのみならず、論拠からいって自明であるように、常に目前の課題である。そうであるにもかかわらず、なぜに闘い、さらに闘うのか、という問いの答は、ここにあるのではない。また、彼等から費用の嵩む事務が取り去られるという点にあるのでもない(というのは、地方政治家は実際には、彼の影響する範囲が狭められるのを望まないからである)。さらに、彼等は、行動の自由が高まり、予算節減の動機をもつという点にあるのでもない。というのは、どの地方政治家も節減へと突き動かされるのを好まないからである。そしてドイツ都市会議ですら覚え書きの中で、節減を上記に述べた事情の説明の論拠としているのは、状況に押しやられた不正直のひとつである。

今まで述べた点とは異なり、地方政治家は自己の都市の財政運営のために闘うのである。そ

の時彼等は、まったくの「義務的な事務」の財源（このような事務に対しては、常にどのような場合でも事務交付金もしくは分担金のシステムが正しい措置である）の他に、自己の都市の特別の観点に基づく予算の収入に加えるべく可能なものを目的としているのである。予算の収入に加えるべく可能なものを目的とするとき、自己責任の下で、しかも自己責任というのは自分の都市の市民に対する責任であって、自分の都市でなければどうでもいいのであるが、都市と自分の双方のために可能であるものの実現を図るという次第なのである。さて、もし読者がわれわれが上で議論してきたことを受け入れるとすれば、読者ははっきりと以下の点を、たとえひょっとしたらため息と一緒にであるとしても、意識しているのである。それは、都市のこのような意思は、政治の領域においてそもそも何か「正しい」という意味において、完全に正しい、という点である。つまり、上に示した意思は都市の必需品から、つまり都市のおかれた状況の論理から、われわれの近代都市文化の本質から出てくるものである。かの意思は、都市の意思全体の財政の側面以外の何ものでもないのである。

第1に、たとえわれわれが望んだとしても、都市の生活は中央指令所から計画的に統制することが不可能である。第2に、収入責任が都市の双肩におかれていて、支出責任もまた同様である時には、健全財政政策が唯一あり得るのみである。都市の計画的な統制が不可能であること、唯一健全財政政策のみがあり得ること、この二つが承認されるならば問題の解決はすべて失敗に終わらざるを得ない。問題の核心にあるのは、失敗に終わるということである。かくしてもう一つの問題が提起される。すなわち、い

かにして人は、都市に都市が望むような行動余地を与えることができるか、である。

この率直な問題提起に対して対立している抵抗派の人々がいる。対抗関係は大変大きいので、都市会議ですらその思念に去来するものを公式に、そして歯に衣きせることなくあえて言うことをしない。対抗している抵抗派には二つある。第1に、ライヒの行政機構の中心部である。第2に、富裕階層である。この富裕層は最近、「経済階層」という表現が慣用されている。簡潔を目的として、以下では読者に電信形式で述べることの許しを乞いたい。さて、最重要な論拠に取りかかろう。抵抗派は以下の「」でくくった論拠をもって対抗の理由としているのである。

1. 「新財政システムと統一的な税法は国民的な成果であって、これを守ることへの配慮」。

この配慮の観点は正しい。しかしこれは、われわれの問題と、それ自体としては、かかわらない。解決には、多くのやり方が可能である。というのは、統一的なライヒ税法を維持するという枠組みにおいても、財政自治は可能である。そのためには、一定の税源を各地域がさまざま異なる税率で課税しさえすればよい。しかし、われわれは以下の点も忘れてはならない。つまり大戦前のドイツでは財政政策が各州で分散的に行なわれた。そこから厳しい教訓が導かれたので、ライヒ中心部の行政専門家は合理的で図式的な心情をもつために、上記の配慮を理由として、あまりに極端に走るといふべきである。

2. 「ライヒの租税利害への配慮」。

自治に基づく財政政策とライヒの財政政策が相殺し合い、効果が無に帰してしまうのを阻止することはもちろん必要である。それはまった

く可能である。しかしこれは、重要な財政政策の決定がすべてライヒで行なわれなければならないことを意味しない。逆である。決定権をライヒに集中することは、以下の二つの場合にはやむを得ないであろう。ひとつは、ライヒが圧倒的に強力な権限を得ている時である。しかしこの場合には、かかる権限は間接的に、自治団体の支出をどんなものであってもしばることになるだろう。二つは、緊急事態であって、国民的な力を公共部門に極端に集中することが必要とされる時である。これに当たる状況があったので、そこから現在に至るわれわれの財政システムの行進がなされたのだ。一方が他方を前提する関係がなくなれば、中央指令所を単に「押しつける」ことで充分であろう。中央指令所は、前もって見通すことができない財政要望を充たすものであった。上記の決定権のライヒ集中が、適切に権限区分のなされた財政自治よりもむしろライヒの財政を破壊しているのである。

### 3. 「負担調整」。

以下の点はたしかである。すなわち、ライヒが法令を定め、これによって生じる自治団体の支出は、個々の市町村の財政力がどうであるかにかかわらず、必要な財源が手当てされねばならない。しかしこれを除く他の支出を個々の市町村の財政力次第とすることは理の当然であって、市町村の固有の経済構造がどうなっているかにかかっている。

### 4. 「租税オアシス」。

かかる用語がドイツ語に同化し、多くの人にとって財政自治の問題を示すもの、難点と呼ばれているところから、この事柄が考え抜かれることがいかに乏しかったかということが示されている。市町村がその生活と文化を、またこれに必要な財源や生活と文化の目的の支出を市町

村それぞれに固有に発展させるとすれば、つまり中央指令所によって十把ひとからげに扱われなければならないとすれば、市町村ごとに税負担の相違がなければならない。言い換えれば、他の市町村に比べて、負担が軽い市町村があることになる。このことは事柄の短所ではなく、本質的な要素である。これなくしては、全体としての財政自治は、その意味と調節器を失うことになる。すなわち、ある市町村は税負担が小さいことをポイントにして売り出し、別の市町村は公共サービスの給付が大きいことで売り出すだろう。これら2種類の市町村は以上のような状況におかれた場合のみ、相手がポイントとしている観点に注意を払わざるを得ないであろう。

2種類の市町村の住民は、支出とその成果を実際的な基準に従って比較できるのである。租税オアシスが生じる可能性が法令の中にあることが本質的であるのみではない。事実、租税オアシスがあることも本質的なのである。なぜなら、租税オアシスが現実に存することだけが、租税デマゴギーの乱行の自動ブレーキであるからだ。多くの人々が達成する値打ちがある目標と思っているところのもの、すなわち市町村間の税負担の均等、はまさしく避けられるべき危険であり、容易には避け難い危険なのである。この点に関して、ライヒの立法がそうなる可能性を大きく許容しているとすれば、そこには市町村が租税政策のカルテルを結ぶという考えが心に浮かんでいたのである。かかるカルテルが成立するならば、それは生き生きとした、真に個性的な財政政策の実行の死でもあるということに加えて、財政自治を得ていることは逆に災害に転じるであろう。

### 5. 「『経済』によって懸念されている租税急進主義」。



真実の対抗手段をわれわれはたったいま論じているのである。どんな法律規定も対抗手段にとって代ることはできない。しかしそうだからといって、法律で事柄を規制するとすれば、それはライヒの租税利害において第二義的というわけではない。むしろ市町村の手の中におかれるべき財政政策の道具の組み合わせが注意深く吟味されねばならない。吟味にあたっては、この組み合わせが最大級に真面目な市町村政治家を租税デマゴギーへと押しやっけていかないかどうか、という点が肝心である。

以上の観点から見ると、ライヒ所得税に対して市町村に付加税権を与えるというのは、われわれの問題の解決に対してはまったく不適切である。第1次世界大戦前には、まさにそのようになっていた。そしてこのことが税制改革を成功させ、引き続き発展させていくことを当時、すでに阻止していたのである。今日のライヒ所得税の姿を見ると、累進課税が不合理なほどに強められている。しかし、この所得税をさらに引き上げることがただもうそれだけで、そして引上げによる税収の増が何に使われるのかということとは無関係に、人気のある対策となるに違いない。そうなるのは、とりわけ引き上げる時に、利害関係者の組織的な抵抗が欠けているからである。これが他の税目であれば、引上げに対する抵抗があつて、税負担の引上げは必要悪の観点の下で議論の的とされるであろうに（原注：それゆえ、以下の点はよく理解できる。すなわち、都市の利害の弁護者は財政調整を立ち入って論じる時、まさしくこのライヒ所得税に対する付加税権について語るのを好むのである。しかし付加税権が認められることは、事柄の性質上、所得課税の累進の強化となって終わるも同然に違いない。）

こういう状況では、最大付加税率も役にたかない。その上、しばしば強調されるように、最大付加税率を最小付加税率に転じるように努められてしかるべきである。その場合には何も得ない結果となる。分与税も所要の金額を達成しない。また、課税最低限以下の非課税所得に課税することを、ライヒの法律で義務付けることも適切でない。つまり、市町村政治家があまりに強く課税するときには付加税のレバーが市町村政治家の手を切るように機械のレバーを据え付ける、というわけである。このような規定をおくことが当面財政的に価値をもたないということ、及び最貧困の者においてきわめて少額の納付を課すことも富裕な人々の強力な血の喜びを絶やすに適切ではないという事情がさらに重なってくる。このような提案は政治的な門外漢の煙突から出ているのである。政治生活について何ごとか理解している人は誰でも、かくも不寛容な租税計画をもつばら語るあらゆる集団または階層はそれがなんであれ、捨て去られるということを知らねばならない。しかし困難であろうともここにあって、なお未解決であるのは、立法上の問題である。われわれはすぐにその点に言及する。

#### 6. 「市町村の『浪費癖』」。

このキャッチフレーズはさまざまな源に由来する。しかしとりわけ、「市町村社会主義」に拒否的で、これを不機嫌に批判しつつ対峙しているサークルに由るところが大きい。上のキャッチフレーズは広く行き渡った見解に照応し、詳細な分析をするに値した。ドイツがこのキャッチフレーズから見て、その通りになり得るだけに、ますますそうであった。市町村それ自体は、このキャッチフレーズが広まるのに糧を送っている。というのも、公共団体（自治体）

は疑いもなくばれてしまうことを何でも秘密にしたがるからである。しかしその点を見分ける上で忘れてならないのは、第1に、しばしば明らかに無理解で悪意を込めた批判が、何でも秘密にしたがることに追いやっているという点である。第2に、時々、大経営の公共団体を運営し、大きな行動を準備していく時には、即物的な理由からいってもあらゆる数字を白日の下にさらすことを不可能にするという事情である。しかしドイツの市町村は、従来市町村が負担してきた失業扶助を別とし、市町村公営企業の収支を分離するならば、一般的には、現在の購買力に引き直した講和予算のうち市町村に対応している金額に比べて、より多くではなく、より少なく支出しているのである。それゆえ一般的に、常に持ち出されてくる非難には理由がない。しかしまた、それらの非難は、市町村の行財政の真面目な研究に基づいているのではなく、数ある中で三つの目につく事実によっている。その中でもとりわけ、しばしば多くの点で、例えば展示会、豪華建築物等のためにお金が必要とされる時に、ドイツの大都市にとって金銭はまさしく小さな役割しか果たさなかつた事例が思い浮かべられているように見える。

ここで以下を区別しておこう。つまり、以上の例の支出項目によって明らかに、そうではない場合にあるはずの均衡が壊されるならば、もちろんもう議論する必要はないのである。わたしはこのようなケースを確定しようと試みたが、無駄であった。

しかしそこで、これは別として、われわれは基本的な文化要素の生存のしるしに直面するのである。文化要素を否定したり、あるいはその財政的な水路を断ちたいと思うことは、まったくナンセンスである。そして例えばわれわれの

時代の文化要素のみならず、あらゆる時代の文化要素を、都市文化一般は経験してきた。説明しよう。ペリクレスとエウボウロスの予算の中で文化要素の項目は、今日の都市権力者の予算よりもはるかに大きな役割を演じていた。財源の調達方法は、とりわけエウボウロスの場合、大いに厄介であった(原注:それにもかかわらず、エウボウロスは今日の専門語を使っていえば、保守派とみなされるべきだろう。そういうわけで、政治的に生きて、アテネを作ることができるのは保守主義であるように見える。)

自分の都市に対する喜び、誇り、その名声へのお金の支出、これらが当時の財政政策の状況のデータである。われわれはそういったデータを整えることができるのみであって、そうすることで彼等に奉仕しているのである。そしてまさしく同じことが、二つの他の事実、つまり都市の社会政策と市町村公営企業の費用について妥当する。この二つの事実は以上の文脈で、これまでも言及されていた。ここにある大きな原則問題はなるほど極めてアカデミックに重要であるが、しかしアカデミックにのみ重要である。現実には、利害が発展の流れを作ってきた。この流れの中をもう一度、われわれは泳いでみるのである。この流れを財政政策で干上がらせようと思うのは、見込みのないことである。われわれが上述の流れに十分な河床を与えるならば、健全な財政政策のダムを築くことでわれわれは流れを限界内にとどめることができるだけである。(連載の第1回はここで終わる——訳者)

われわれはここまで、以下の3点を見てきた。第1に、財政調整という問題の核心は、いかにしてライヒが自治に基づく州、市町村の財政需要を充足するに必要な金額をもっともよく

調達するのか、という点にあるのではない。そうではなくて、州、市町村に対して、収入サイドにおいても財政運営の自由がいかにして確保されることができるか、という点にある。そういった自由を州、市町村は求めているのである。この自由がないなら、健全な財政政策はあり得ない。もっとも支出サイドの自由もなくしてしまうというのなら、話は別である。

第2に、都市の場合、財政運営の自由の要望は事物の本性上、都市有機体の生命意志から育ったものである。それは決して休止せず、自由の要望が実現を見るまで常にライヒとの間に摩擦が引き起こされる。

第3に、自由の要望はわれわれの都市の文化に奉仕する財政政策より低いものではないのである。この要望を実行する政策に反対してあげられるのが常である論拠は、一部は取るに足りず、他の論拠は決定的ではない。われわれは今や、いかにして自由の要望がもっともよく実現され得るか、という地点にやってきた。ここで注目されるのは、以下の点である。

1. もっぱら問題となるのは、都市の財政需要である。都市の財政需要の形態と金額がどうなるかは、都市の行政が影響を及ぼす。ライヒが法定するか、もしくは事務を委任することによってライヒが原因者となるような都市の経費は、ライヒが財源を保障するのがもっとも適切である。ただし、以下の場合には別である。つまり、ライヒの指示した事務が都市の経費支出に一義的にはつながらないようなケースでは、財源交付制度が取られるのか否か、またどの程度かという問題が出てくる。財源交付制度は、都市の節減的な行政執行にプレミアムを与えるのである。しかしわれわれは、この問題に立ち入るつもりはない。

2. 本論文ではわれわれは、現行の租税体系の観点に基づく。新たな租税体系についてはそのための諸原則を別の論文で描くつもりであるが、その新たな租税体系に基づくならば、多くの点が現行の租税体系に基づくものとは異なるように叙述されるだろう。

3. 市町村の自治的な収入の構成が示される。この構成が満足させなければならぬ最重要の要請は、もちろん、市町村の自治的な収入構成の配置がライヒの財政制度をそこなわないということである。これは二つの方向に別れる。

第1に、市町村の収入政策がライヒの基幹税をかく乱するものであってはならない。第2に、そもそも市町村の収入政策がライヒの財政政策を挫くことはできない。この要請は常に実現される必要はない。国家的な目的があり、それに向かって租税負担能力を限度ギリギリまで課税して利用している非常事態（戦時など）、つまり事態が正常ではない時代にあっては、市町村の財政自治は存在しない。そのような時、まさしく戦後ドイツの安定化への過渡期の期間には財政自治を抑圧することが正当化される。しかし今日では、そのような抑圧は個別の点で妥当することがあり得るにすぎない。税負担総額は耐え難いものではない。税負担感が重いのは、税制という構築物が非対称となっているからである。しかしドイツで税法が統一的に構築されたという戦後改革の成果もまた、やすやすと危険にさらされてはならない。そういったことはまったく必要ではない。市町村の財政自治は、市町村により課税されるべき税源がしろうと臭い実験の対象になることを要しない。税率決定は別として、財政自治の租税立法は、ライヒの管轄下におかれ続ける。そのなかで、中央政府が地方団体について明らかに必要と考えて

いる財政政策的な教育の節度も十分に機能することができる。

4. われわれがはっきり意識しなければならないのは、自治的な財政政策がさしあたっては、それが事柄の本質をなすものではないが、市町村が今日調達しているよりも少なからずもっと多くの金額をもたらす、ということである。というのは、あらゆる都市の予算を見ると、税率は十分な高さに達していて、その税率の高さは現実に可能な予算節減によっては引き下げることができない程だからである。自治に基づく改革の目的は、都市をして不健全な借金経済への依存から脱却させることにあり、という点は次の話である。また、開発発展の方策も示されねばない。

5. さらにわれわれが明確にしておかねばならないのは、市町村の税源である。われわれが自治問題の性質を正しく理解しているとすれば、市町村をひとつの税源に依存する状態におき、市町村の税収の必要額に応じてしかるべき税率を設定できるという風にするには不十分である。市町村の予算には、税収を可動的とする用意がなされねばならない。少なくともいくつかの税源の間で選択を行う自由が多少ともあるべきである。そうすれば、市町村は租税の花束を好みに応じて組み合わせることができ、まったく決まりきった租税の花束の固定と結び付けられることがない。

6. 最後に、以下の点について明確にしておかねならない。それはこれまで述べてきた自治改革の目的へと至る道中で眼中になければならないものである。改革の最初の結果は不可避免的に、驚愕と怒りの大騒ぎであるに違いない。これは不可避であるばかりでなく、あらゆる現実の、また想定上の関連利害の最古の戦術でもあるのみでもない。そうではなく、まさしく改革している道が正しいことの印でもある。言い換えれば、良い経済への動機が市町村政治家と公共経済の関係者に補完的に植えつけられねばならない。この良い経済の動機は、私企業と家計にはすでに植えつけ済みなのである。というのは、私企業と家計は支出に充てるべき財源を前もって獲得しておかねばならないようになっているからである。これが達成されるのは、増税することが市町村政治家にとってまったくのお楽しみというわけではない状況においてである。しかしそういったまったくのお楽しみというわけではない状況は、市町村政治家が多少ともリスクをかける場合のみ、つまり真に組織された租税抵抗を恐れねばならない場合のみである。それゆえ、最初の一見で読者に見えた道は、まさしく上記の理由からしてきっと誤っているであろう。(未完)

〔九州大学大学院経済学研究院教授〕